

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第146期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 株式会社 島津製作所

【英訳名】 Shimadzu Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 服部重彦

【本店の所在の場所】 京都市中京区西ノ京桑原町1番地

【電話番号】 京都(075)823局1128番

【事務連絡者氏名】 専務取締役 中本晃

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町1丁目3番地

【電話番号】 東京(03)3219局5550番

【事務連絡者氏名】 東京支社 総務部長 北川陽一

【縦覧に供する場所】 株式会社島津製作所 東京支社
(東京都千代田区神田錦町1丁目3番地)
株式会社島津製作所 関西支社
(大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内)
株式会社島津製作所 名古屋支店
(名古屋市中村区那古野1丁目47番1号
名古屋国際センタービル内)
株式会社島津製作所 神戸支店
(神戸市中央区京町70番 松岡ビル内)
株式会社島津製作所 横浜支店
(横浜市西区北幸2丁目8番29号 東武横浜第3ビル内)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第146期 当第3四半期 連結累計期間	第146期 当第3四半期 連結会計期間	第145期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	197,729	60,769	289,971
経常利益 (百万円)	13,223	1,376	23,864
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (百万円)	6,892	△982	13,724
純資産額 (百万円)	-	150,523	150,712
総資産額 (百万円)	-	293,903	303,830
1株当たり純資産額 (円)	-	508.56	509.16
1株当たり四半期 (当期)純利益又は 四半期純損失(△) (円)	23.35	△3.33	46.49
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	51.1	49.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,917	-	19,202
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△7,237	-	△15,419
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△8,794	-	4,083
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	-	23,560	35,077
従業員数 (人)	-	9,704	9,326

(注) 1 当社グループは四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれていません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成20年12月31日現在)

従業員数(人)	9,704
---------	-------

(注) 従業員数には、出向者、休職者、嘱託、臨時従業員を含んでいません。

(2) 提出会社の状況

(平成20年12月31日現在)

従業員数(人)	3,203
---------	-------

(注) 従業員数には、出向者、休職者、嘱託、臨時従業員を含んでいません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、つぎのとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
計測機器	37,541
医用機器	12,675
航空・産業機器	15,711
その他	1,286
合計	67,215

- (注) 1 金額は、販売価格によっています。
2 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、つぎのとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
計測機器	39,288	37,975
医用機器	13,829	13,518
航空・産業機器	15,505	35,309
その他	2,663	3,328
合計	71,285	90,132

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、つぎのとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
計測機器	33,621
医用機器	11,884
航空・産業機器	13,987
その他	1,276
合計	60,769

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において変更があった技術導入契約は、つぎのとおりです。

提携先	契約発効日	提携品目	契約期間
ボーイング社 (アメリカ)	昭和53年12月14日	F-15 航空機用ヘッド・アップ・ディスプレイの製造、補修技術	平成29年6月30日まで※

(注) ※ 契約期間を「平成20年12月31日まで」から「平成29年6月30日まで」に更新しています。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間のわが国経済は、世界的な景気後退や金融危機などの影響を受けて、輸出、生産、設備投資等が減少し、景気は急速に悪化しました。海外においては、米国および欧州では景気は後退し、中国、インドおよびロシアなどでも景気は減速しました。

このような情勢のもと、当社グループは、昨年4月からスタートした3ヵ年中期経営計画の基本方針である「世界に支持される島津ブランド」の構築を目指して、マーケティング力強化による成長の持続と、確固たる収益基盤を構築するための機能・プロセス改革を進めるとともに、顧客ニーズに対応した新製品の拡販に注力いたしました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の業績につきましては、売上高は607億6千9百万円となり、営業利益は25億9千8百万円、経常利益は13億7千6百万円、四半期純損失は9億8千2百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、つぎのとおりです。

①計測機器事業

国内市場は設備投資や研究開発需要が減速傾向に転じ、官公庁・大学市場も低迷しました。質量分析計、環境測定機器は売上を伸ばしましたが、前年度まで活発であった大型分析装置や光分析装置、材料試験機などが減少し、国内市場全体としては低調に推移しました。

海外市場につきましては、中国では食品の安全や環境関連の需要が引き続き堅調であり、また米州でも好調に推移し、クロマトグラフ、質量分析計、光分析装置、環境測定機器などが売上を伸ばしました。一方、欧州および中近東等での需要が減少し、海外市場全体としては低調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は336億2千1百万円となり、営業利益は31億6千4百万円となりました。

②医用機器事業

国内市場は、医用画像診断機器の市況が低迷し、売上は低調でありました。

海外市場につきましては、米州などで減速傾向となったものの、デジタル化対応製品の需要が堅調に推移したことから、中国で売上を伸ばしました。

この結果、当事業の売上高は118億8千4百万円となり、営業利益は1億2千5百万円となりました。

③航空・産業機器事業

航空機器では、国内市場は次期固定翼哨戒機(XP-1)と次期大型輸送機(C-X)の試作機製品の納入が完了したことなどにより防衛需要の谷間の時期を迎えており、売上が減少しました。海外市場につきましては、民間航空機需要が急速に悪化したことから、売上が減少しました。

産業機器では、半導体市況が停滞するなか、ターボ分子ポンプは液晶パネルやガラスコーティング向けの売上が増加しました。太陽電池成膜装置は、太陽光発電市場の拡大を背景に、活発であった設備投資が抑制傾向となったものの、台湾を中心に売上が伸びました。油圧機器は、需要の落ち込みが顕著となり、売上が減少に転じました。

この結果、当事業全体の売上高は 139億 8 千 7 百万円となり、営業利益は 12億 9 千万円となりました。

④その他の事業

当事業の売上高は 12億 7 千 6 百万円となり、営業利益は 2 億 5 千万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、つぎのとおりです。

①日本

計測機器、医用機器などの需要が減少し、売上高は 379億 8 千 1 百万円、営業利益は 35億 4 千 2 百万円となりました。

②米州

計測機器が好調に推移しましたが、航空機器・産業機器の売上が減少した結果、売上高は 60億 3 千 2 百万円、営業利益は 5 億 9 千 4 百万円となりました。

③欧州

医用機器が堅調に推移し、売上高は 53億 7 千 8 百万円、営業利益は 2 億 4 千 1 百万円となりました。

④アジア・オセアニア

計測機器・医用機器が堅調に推移し、売上高は 113億 7 千 6 百万円、営業利益は 8 億 6 千 4 百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第 3 四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、235億 6 千万円となりました。

当第 3 四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況はつぎのとおりであります。

①営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により支出した資金は 30億 5 千 3 百万円となりました。その主なものは、たな卸資産の増加額 88億 3 千 5 百万円、仕入債務の増加額 41億 1 千 2 百万円および減価償却費 22億 4 百万円などであります。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動で支出した資金は、19億 4 千 3 百万円となりました。その主なものは、設備投資による支出 16億 8 千 7 百万円であります。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により得られた資金は、62億 2 千 9 百万円となりました。その主なものは、借入れによる収入 79億 5 千 3 百万円（純額）および配当金の支払額 13億 3 千 1 百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）はつぎのとおりです。

当社は、平成20年5月14日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条本文に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同条第2号ロ）の一つとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の具体的な内容を決定し、平成20年6月27日開催の第145期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て導入いたしました。

イ 基本方針

当社取締役会は、当社株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ごの意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社取締役会は、大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は「科学技術で社会に貢献する」という社是を実現するために、計測、医用、航空・産業機器を中心とする先端的な製品とサービスを提供するメーカーとして、将来を見据えた基礎研究や先進的な製品・事業の開発・製造・マーケティングのために多くの経営資源を投下しており、これらの経営施策が効果的に事業上の成果をもたらすためには、経営・事業方針の継続性を維持する必要があります。また、企業をとりまく激動する情勢のなかで、当社が持続的に成長を遂げていくための最大の源泉は、社是・経営理念や事業目標の実現に向けた従業員と経営陣との深い信頼関係を背景とした人材と組織、これを基盤とするノウハウや創意の蓄積と創造的な活力であり、それらを育む企業風土であります。このように、当社の企業価値は、当社がこれまでに投じ、培ってきた有形無形の財産と、その財産を活用して、長期的に発揮させていく的確な経営諸施策の遂行にその重要な源泉があります。

こうした当社の企業価値の源泉および中期経営計画の取組みが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられない場合には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

以上を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために代替案の提示や買収者との交渉を行うことを可能としたりすることなどの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

ロ 本プランの概要

①買付等に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等に対する20%以上の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、(i)事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii)当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii)株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

②対抗措置の概要

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当て、その他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」と総称します。）を行うものとし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとします。

③取締役会の恣意的判断を排するための特別委員会の利用

本プランにおいては、対抗措置の発動または不発動の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、特別委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外監査役および有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様特別委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、特別委員会は、当社社外監査役1名および社外の有識者2名により構成されております。

ハ 本プランの合理性

①株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、平成20年6月27日開催の第145期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっています。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

②独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動、不発動、および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置しました。特別委員会は、特別委員会規則に定める選任基準に基づき選任された、当社経営陣からの独立性の高い委員により構成されています。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的判断を排除するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に適時適切に情報開示をすることとしており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

③合理的な客観的要件の設定

本プランでは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑤デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、18億3千9百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	296,070,227	同左	東京証券取引所 (市場第1部) 大阪証券取引所 (市場第1部)	単元株式数は1,000株であります。
計	296,070,227	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	296,070	—	26,648	—	35,188

(5) 【大株主の状況】

①当第3四半期会計期間において、野村証券株式会社から平成20年12月18日付で、大量保有報告書の変更報告書の提出があり、平成20年12月15日現在でつぎのとおり株式を保有している旨の報告を受けましたが、実質所有状況の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	313	0.11
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	24,006	8.11
計	—	24,319	8.21

②当第3四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社から平成20年12月22日付で、大量保有報告書の変更報告書の提出があり、平成20年12月15日現在でつぎのとおり株式を保有している旨の報告を受けましたが、実質所有状況の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	14,146	4.78

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年9月30日)の株主名簿に基づく記載をしています。

① 【発行済株式】

(平成20年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 923,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 292,841,000	292,841	—
単元未満株式	普通株式 2,306,227	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	296,070,227	—	—
総株主の議決権	—	292,841	—

(注) 1 単元未満株式数には当社所有の自己株式 915株が含まれています。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれています。

② 【自己株式等】

(平成20年12月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社島津製作所	京都市中京区 西ノ京桑原町1番地	923,000	—	923,000	0.31
計	—	923,000	—	923,000	0.31

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,047	1,157	1,204	1,083	1,093	1,051	887	783	641
最低(円)	918	1,015	1,052	934	955	767	510	602	543

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第1部)におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,341	35,766
受取手形及び売掛金	※1 80,579	※1 87,238
有価証券	—	142
商品及び製品	37,403	30,395
仕掛品	26,452	22,075
原材料及び貯蔵品	14,854	13,528
繰延税金資産	5,296	6,122
その他	4,764	4,987
貸倒引当金	△1,060	△879
流動資産合計	192,632	199,378
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	66,171	65,670
減価償却累計額	△32,960	△31,962
建物及び構築物（純額）	33,210	33,708
機械装置及び運搬具	19,420	20,253
減価償却累計額	△13,709	△13,835
機械装置及び運搬具（純額）	5,711	6,418
土地	18,893	18,849
リース資産	6,040	—
減価償却累計額	△3,454	—
リース資産（純額）	2,585	—
建設仮勘定	589	81
その他	26,700	26,720
減価償却累計額	△19,583	△18,990
その他（純額）	7,117	7,730
有形固定資産合計	68,108	66,788
無形固定資産	6,283	6,211
投資その他の資産		
投資有価証券	8,452	12,352
長期貸付金	1,476	969
繰延税金資産	12,143	12,584
その他	4,999	5,718
貸倒引当金	△192	△171
投資その他の資産合計	26,878	31,453
固定資産合計	101,271	104,452
資産合計	293,903	303,830

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1 53,751	※1 52,611
短期借入金	15,820	5,246
1年内償還予定の社債	10,000	15,000
リース債務	1,163	—
未払金	9,465	11,725
未払法人税等	1,251	2,670
賞与引当金	1,884	5,933
役員賞与引当金	234	322
その他	12,447	10,401
流動負債合計	106,018	103,911
固定負債		
社債	10,000	20,000
長期借入金	2,011	2,556
リース債務	1,541	—
退職給付引当金	16,898	19,432
役員退職慰労引当金	249	237
その他	6,659	6,982
固定負債合計	37,360	49,207
負債合計	143,379	153,118
純資産の部		
株主資本		
資本金	26,648	26,648
資本剰余金	35,188	35,188
利益剰余金	91,897	87,574
自己株式	△616	△536
株主資本合計	153,119	148,875
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,864	3,211
為替換算調整勘定	△4,902	△1,779
評価・換算差額等合計	△3,037	1,432
少数株主持分	442	404
純資産合計	150,523	150,712
負債純資産合計	293,903	303,830

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	197,729
売上原価	120,098
売上総利益	77,631
販売費及び一般管理費	※ 62,986
営業利益	14,644
営業外収益	
受取利息	168
受取配当金	178
受取保険金	183
受取賃貸料	114
その他	447
営業外収益合計	1,092
営業外費用	
支払利息	378
為替差損	1,046
その他	1,088
営業外費用合計	2,513
経常利益	13,223
特別利益	
退職給付信託設定益	1,450
固定資産売却益	20
投資有価証券売却益	13
特別利益合計	1,484
特別損失	
たな卸資産評価損	1,752
投資有価証券評価損	1,079
固定資産処分損	110
特別損失合計	2,943
税金等調整前四半期純利益	11,764
法人税、住民税及び事業税	2,576
法人税等調整額	2,284
法人税等合計	4,860
少数株主利益	11
四半期純利益	6,892

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	60,769
売上原価	37,638
売上総利益	23,131
販売費及び一般管理費	※ 20,533
営業利益	2,598
営業外収益	
受取利息	47
受取配当金	60
受取保険金	80
受取賃貸料	41
その他	48
営業外収益合計	279
営業外費用	
支払利息	127
為替差損	1,188
その他	184
営業外費用合計	1,500
経常利益	1,376
特別利益	
固定資産売却益	8
特別利益合計	8
特別損失	
投資有価証券評価損	841
固定資産処分損	20
特別損失合計	862
税金等調整前四半期純利益	522
法人税、住民税及び事業税	△744
法人税等調整額	2,243
法人税等合計	1,499
少数株主利益	6
四半期純損失(△)	△982

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	11,764
減価償却費	6,317
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	251
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△4,049
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△88
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△647
退職給付信託設定損益 (△は益)	△1,450
受取利息及び受取配当金	△346
支払利息	378
為替差損益 (△は益)	33
投資有価証券売却及び評価損益 (△は益)	1,067
有形固定資産除売却損益 (△は益)	90
売上債権の増減額 (△は増加)	5,045
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△15,188
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,535
その他	2,615
小計	8,327
利息及び配当金の受取額	351
利息の支払額	△468
法人税等の支払額	△3,292
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,917
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の売却による収入	132
固定資産の取得による支出	△6,744
固定資産の売却による収入	118
投資有価証券の取得による支出	△153
投資有価証券の売却による収入	26
貸付けによる支出	△595
貸付金の回収による収入	77
その他	△99
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,237

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	11,897
短期借入金の返済による支出	△518
長期借入れによる収入	407
長期借入金の返済による支出	△1,351
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	4,000
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△4,000
社債の償還による支出	△15,000
配当金の支払額	△2,806
少数株主への配当金の支払額	△4
預り保証金の返還による支出	△333
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△1,006
その他	△80
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,794
現金及び現金同等物に係る換算差額	△905
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△12,019
現金及び現金同等物の期首残高	35,077
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	503
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 23,560

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

1 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間より、シマヅ ミドル
イースト アンド アフリカ エフゼットイー
ほか4社については、重要性を勘案して、新た
に連結の範囲に加えています。

(2) 変更後の連結子会社の数

76社

2 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用

当社および国内連結子会社は、「棚卸資産の評
価に関する会計基準」(企業会計基準第9号
平成18年7月5日)を第1四半期連結会計期間
より適用し、評価基準については、原価法から
原価法(収益性の低下による簿価切下げの方
法)に変更しています。また、従来、営業外費
用に計上していた「たな卸資産処分損」を第1
四半期連結会計期間から売上原価に計上してい
ます。

この結果、従来の方法に比べて、当第3四半期
連結累計期間の営業利益は744百万円減少し、
経常利益は333百万円増加し、税金等調整前四
半期純利益は1,419百万円減少しています。な
お、セグメント情報に与える影響は、当該箇所
に記載しています。

(2) 「リース取引に関する会計基準」の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引につ
いては、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会
計処理によっていましたが、「リース取引に関
する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5
年6月17日、平成19年3月30日改正)および
「リース取引に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月
18日、平成19年3月30日改正)が平成20年4月
1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連
結財務諸表から適用することができることにな
ったことに伴い、第1四半期連結会計期間から
これらの会計基準等を適用し、通常の売買取引
に係る会計処理によっています。また、所有権
移転外ファイナンス・リース取引に係るリース
資産の減価償却の方法については、リース期間
を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
を採用しています。なお、これによる損益への
影響はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
当社および一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、資産の利用状況等を見直した結果、第1四半期連結会計期間から機械装置の耐用年数を変更しています。この結果、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益がそれぞれ107百万円減少しています。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載していません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 第3四半期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしています。 なお、当第3四半期末日は金融機関の休日であったため、つぎの第3四半期末日満期手形が第3四半期末残高に含まれています。 受取手形 2,414百万円 支払手形 1,099	※1 ———
2 偶発債務(債務保証) (1) (株)京都環境保全公社の銀行借入金 364百万円 なお、(株)京都環境保全公社の銀行借入金については、他社6社を含めた7社による連帯保証であり、その全額を記載しています。 また、連帯保証会社7社間の協定に基づく当社の負担額は52百万円であります。 (2) 従業員に対する銀行の住宅融資 10百万円	2 偶発債務(債務保証) (1) (株)京都環境保全公社の銀行借入金 469百万円 なお、(株)京都環境保全公社の銀行借入金については、他社6社を含めた7社による連帯保証であり、その全額を記載しています。 また、連帯保証会社7社間の協定に基づく当社の負担額は67百万円であります。 (2) 従業員に対する銀行の住宅融資 13百万円
3 受取手形割引高および裏書譲渡高 受取手形割引高 642百万円 受取手形裏書譲渡高 7	3 受取手形割引高および裏書譲渡高 受取手形割引高 629百万円 受取手形裏書譲渡高 7

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額はつぎのとおりであります。 給料手当 23,340百万円 賞与引当金繰入額 753 役員賞与引当金繰入額 234 退職給付費用 1,324 役員退職慰労引当金繰入額 39 貸倒引当金繰入額 334 研究開発費 5,488

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額はつぎのとおりであります。	
給料手当	7,181百万円
賞与引当金繰入額	753
役員賞与引当金繰入額	120
退職給付費用	436
役員退職慰労引当金繰入額	9
研究開発費	1,839

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	24,341百万円
預入期間が3ヵ月を超える 定期預金	△781
現金及び現金同等物	23,560

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	296,070,227

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	957,490

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,476	利益剰余金	5.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月11日 取締役会	普通株式	1,328	利益剰余金	4.50	平成20年9月30日	平成20年12月10日

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

項目	計測機器 (百万円)	医用機器 (百万円)	航空・産業 機器 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	33,621	11,884	13,987	1,276	60,769	—	60,769
(2) セグメント間の内部 売上高	16	9	30	265	321	(321)	—
計	33,638	11,893	14,017	1,541	61,091	(321)	60,769
営業利益	3,164	125	1,290	250	4,830	(2,231)	2,598

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

項目	計測機器 (百万円)	医用機器 (百万円)	航空・産業 機器 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	107,400	36,786	49,161	4,381	197,729	—	197,729
(2) セグメント間の内部 売上高	63	10	55	756	885	(885)	—
計	107,463	36,797	49,216	5,137	198,614	(885)	197,729
営業利益	14,246	1,341	4,978	1,264	21,830	(7,186)	14,644

(注) 1 事業区分の方法および各区分に属する主要な製品の名称

事業区分は、製品の市場における使用目的等に応じて、計測機器事業、医用機器事業、航空・産業機器事業、その他の事業に区分しています。

各事業区分に属する主要な製品等の名称

事業区分	主要製品等
計測機器	光分析装置、表面分析装置、表面観察装置、質量分析計、クロマト分析装置、熱分析装置、臨床化学検査機器、遺伝子解析装置、タンパク質解析装置、バイオ試薬、はかり、粉粒体測定器、磁気応用計測機器、環境測定機器、プロセス計測制御計器、プロセス分析機器、環境関連計装システム、材料試験機、構造物試験機、工業用X線検査装置、動釣合試験機、光学デバイス、小形分光器、レーザ機器
医用機器	診断用X線装置、医用X線CT装置、診断用核医学装置、超音波画像診断装置、放射線治療用関連装置、その他の治療用・手術用機器、医療情報システム
航空・産業機器	宇宙関連機器、航空機搭載電子機器、航空機搭載機械機器、地上支援器材、磁気ヘッド成膜装置、太陽電池成膜装置、液晶パネル製造装置、液晶パネル検査装置、真空機器、液送機器、油圧機器、情報機器、ガラス繊維巻取機、真空熱処理機器
その他	不動産賃貸、不動産管理、ソフトウェア開発、製品設計、建設舗床業 等

- 2 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 2 会計処理基準に関する事項の変更 (1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を第1四半期連結会計期間より適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更していません。また、従来、営業外費用に計上していた「たな卸資産処分損」を第1四半期連結会計期間から売上原価に計上しています。この結果、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は計測機器事業で176百万円、医用機器事業で648百万円それぞれ減少し、航空・産業機器事業で81百万円増加しています。
- 3 「追加情報」に記載のとおり、当社および一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、資産の利用状況等を見直した結果、第1四半期連結会計期間から機械装置の耐用年数を変更しています。この結果、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は計測機器事業で32百万円、医用機器事業で32百万円、航空・産業機器事業で42百万円それぞれ減少しています。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

項目	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	37,981	6,032	5,378	11,376	60,769	—	60,769
(2) セグメント間の内部 売上高	8,799	1,864	522	1,009	12,195	(12,195)	—
計	46,781	7,897	5,900	12,385	72,965	(12,195)	60,769
営業利益	3,542	594	241	864	5,243	(2,645)	2,598

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

項目	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	129,153	18,277	15,742	34,556	197,729	—	197,729
(2) セグメント間の内部 売上高	29,777	5,924	1,461	3,264	40,427	(40,427)	—
計	158,930	24,201	17,203	37,821	238,156	(40,427)	197,729
営業利益	16,097	1,784	882	3,218	21,982	(7,337)	14,644

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 本邦以外の区分に属する主な国または地域

米州 : アメリカ

欧州 : イギリス、ドイツ

アジア・オセアニア : 中国、インド、東南アジア諸国、オーストラリア

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 2 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を第1四半期連結会計期間より適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更していません。また、従来、営業外費用に計上していた「たな卸資産処分損」を第1四半期連結会計期間から売上原価に計上しています。この結果、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は日本で744百万円減少しています。

4 「追加情報」に記載のとおり、当社および一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、資産の利用状況等を見直した結果、第1四半期連結会計期間から機械装置の耐用年数を変更しています。この結果、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は日本で107百万円減少しています。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

項目	米州	欧州	アジア オセアニア	計
I 海外売上高 (百万円)	7,191	5,439	15,049	27,681
II 連結売上高 (百万円)				60,769
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	11.8	9.0	24.8	45.6

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

項目	米州	欧州	アジア オセアニア	計
I 海外売上高 (百万円)	20,951	16,492	49,193	86,636
II 連結売上高 (百万円)				197,729
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	10.6	8.3	24.9	43.8

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 本邦以外の区分に属する主な国または地域

米州 : アメリカ

欧州 : イギリス、ドイツ

アジア・オセアニア : 中国、インド、東南アジア諸国、オーストラリア

3 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	508.56円	1株当たり純資産額	509.16円

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	23.35円	1株当たり四半期純損失	3.33円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失の算定上の基礎は、つぎのとおりです。

		当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期純利益 又は四半期純損失(△)	(百万円)	6,892	△982
普通株主に帰属しない金額	(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)	(百万円)	6,892	△982
普通株式の期中平均株式数	(千株)	295,165	295,133

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

中間配当

平成20年11月11日開催の取締役会において、つぎのとおり中間配当を行う旨決議しました。

①中間配当金の総額 1,328,158,404円

②1株当たりの金額 4円50銭

③支払請求の効力発生日および支払開始日 平成20年12月10日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月3日

株式会社 島津製作所
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 高橋 一 浩 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中本 眞 一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社島津製作所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社島津製作所及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 2 会計処理基準に関する事項の変更
(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用 に記載されているとおり、会社および国内連結子会社は、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を第1四半期連結会計期間より適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。